

平成19年度 行財政構造改革実施計画

平成19年2月

兵 庫 県

平成19年度 行財政構造改革実施計画

はじめに.....	1
見直しの内容.....	1
1 組織	1
(1) 組織の再編	
(2) 臨時的・時限的な行政課題への的確な対応	
(3) 審議会等	
2 定員・給与	2
(1) 定員の適正管理	
(2) 給与等の見直し	
3 行政施策	4
(1) 投資事業	
(2) 事務事業	
(3) 公的施設	
(4) 試験研究機関	
4 自主財源の確保	9
(1) 県税収入の確保	
(2) 未利用地等売却処分の推進	
(3) 広告事業の推進	
5 先行取得用地	10
6 公社等	10
(1) 改革の内容	
(2) 公社等の活用	
(3) 公営企業	
新規施策分野への取組み	14
1 元気な兵庫	
2 安心な兵庫	
3 安全な兵庫	
4 信頼の兵庫	
成熟社会型行政の推進	17
1 県民の参画と協働の推進	
2 国と地方、県と市町との新しい関係の構築	
3 広報・広聴活動の充実等	
4 行政手続等の簡素化と県民の利便性向上	
5 効率的、効果的な経営手法の導入・拡充	
6 建設工事に係る入札・契約制度の改善	
7 適正な人事管理と職員の意識改革	
新たな行財政構造改革への取組み	26
1 実質公債費比率抑制緊急対策（平成18年度2月補正）	
2 ポスト「行財政構造改革推進方策」への取組み	

はじめに

平成19年度の本県の財政環境は、県税収入が、税源移譲を除くベースで約700億円の増と見込まれる一方、地方交付税が、税収増や国の地方交付税削減の影響を受け、約540億円の減となったことに加え、税交付金が税収に連動し約160億円の増となるため、実質的な税収増につながっていない。

一方、歳出は、措置費、医療費、介護給付費負担金等の福祉関係経費が74億円増、退職手当が100億円増、公債費が399億円増となるなど、義務的経費は前年度より増嵩が見込まれ、前年度よりも更に厳しい財政状況となる。

こうした状況のなか、中長期にわたる健全な行財政運営を確保し、「県政推進重点プログラム50」の着実な推進など、“美しい兵庫”の実現に向けた諸施策を推進していくため、「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」に基づく改革はもとより、行財政全般にわたるさらなる徹底した見直しにより、改革の加速を図る。

加えて、現行の「行財政構造改革推進方策」の推進期間が平成20年度に終了することから、県議会をはじめ県民、外部有識者等からの幅広い意見をいただきながら、ポスト「行財政構造改革推進方策」の策定に向けた取組みを進める。

見直しの内容

1 組織

総合的な県政の推進、政策形成機能の強化、政策課題への機動的な対応等を図るための体制整備を行う。

(1) 組織の再編

行政ニーズの一層の多様化に伴う横断的な課題等への的確な対応を図るため、次の見直しを行う。

組織のスケールメリットを活かした幅広い視点での事業管理や組織運営を行い、一体的・効果的な施策展開を図るため、関連性や類似性の強い本庁課室を統合

(146課室 130課室程度)

課室の総合調整機能の強化や次世代を担う人材育成等のため、課室長を補佐する副課長を設置

スポーツ振興に係る施策について、関係部局間の連絡調整を図り、施策の総合的、効果的な推進を図るため、「兵庫県スポーツ振興本部」を設置(平成19年4月)

(2) 臨時的・時限的な行政課題への的確な対応

臨時的または時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、タスク・フォースやプロジェクトチームなどの活用を図る。

(3) 審議会等

審議会、協議会等の設置を必要最小限に抑制するとともに、会議運営の一層の合理化、活性化及び透明性の向上を図るため、長期に在職する委員の見直し、会議の公開や議事録・会議資料の公表の促進など、運営の適正化を図る。

また、県の政策形成に関して調査審議するために設けられている審議会等のうち、その審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であるものについて、公募による委員の選任を推進する。

2 定員・給与

新たな県政課題に的確に対応した定員の適正配置や職員の給与の見直しを行うほか、公務部門においてワークシェアリングを実施する。

(1) 定員の適正管理

ア 定員の適正配置

簡素で効率的な事業執行体制の整備を図るとともに、県政課題に的確に対応した定員の適正配置を行う。

また、法令により配置の基準が示されている定員については、当該基準に基づき、配置を行う。

なお、団塊の世代の大量退職期を迎え、OB職員を積極的に活用するとともに、年齢構成の平準化を図るため、計画的な採用を行う。

(減員見込み数)

一般行政部門	165人(うち一般職員165人)
教育部門	60人(うち一般職員32人)
警察部門	65人(うち一般職員9人)
計	290人(うち一般職員206人)

(増員見込み数)

標準法の改善等による法定教員の増	128人
県民の安全・安心確保のための警察官の増	130人

イ ワークシェアリングの実施

ライフスタイルの多様化に伴う様々な就業志向が生じていること等を踏まえ、引き続き公務部門においてワークシェアリングを実施する。

(ア) ひょうごキャリアアップ・プログラムの実施(170人)

職員の超過勤務の縮減による経費削減分を活用し、非常勤嘱託員の雇用拡大を図る。

(イ) 非常勤講師の積極的な活用(937人)

高校教育の特色化や小・中学校における新学習システムの推進等にあたり、非常勤講師の積極的な活用を図る。

(2) 給与等の見直し

現下の厳しい財政状況等に鑑み、次の取組みを実施する。

ア 給与の見直し

(ア) 特別職

特別職の給与については、現行の減額措置を継続する。

給料の減額（H12～継続）

知事10%、副知事7%、出納長等5%、理事等3%の減額

期末手当の減額（H16～継続）

知事10%、副知事7%、出納長等5%、理事等3%の減額

退職手当の減額（H15～継続）

知事10%、副知事10%、出納長10%の減額

(イ) 一般職

一般職の給与については、国及び他の地方公共団体の職員並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、見直しを行う。

給与構造の改革

- ・勤務実績の給与への反映
 勤勉手当への勤務実績の反映
- ・管理職手当の定額化

管理職手当の減額（H16～継続）

- ・管理職全員：10%減額

特殊勤務手当の見直し

区分	廃止	見直し	計
知事部局	3	17	20
教育部門	2	5	7
警察部門	2	2	4
	2	12	14
計	9	36	45

給与水準の適正化

地域手当等について、国の基準との相違等を勘案しながら対応を図るなど、国及び他の地方公共団体の職員並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、見直しを行う。

- ・ラスパイレス指数 100.5
- ・地域手当補正後ラスパイレス指数 102.5

イ 勤務時間の改正

職員の休憩時間及び休憩時間について、次のとおり見直しを行う。

区分	現行	改正
休憩時間	午後0時～午後0時15分	廃止
	午後3時～午後3時15分	
休憩時間	午後0時15分～午後1時	午後0時～午後0時45分

3 行政施策

公共事業関係費の抑制や参画と協働による地域づくりへの県民意識の高まりなど、社会経済情勢の変化等を踏まえ、行政施策の内容、実施主体、実施方法等について、評価、見直しを行う。

(1) 投資事業

ア 事業費総額

地方財政計画において投資事業が抑制されるなか、本県の厳しい財政状況や震災復興の過程で多額の投資を行ってきたことも踏まえつつ、市町合併への支援、耐震化の推進など、本県の実情を踏まえ必要不可欠な事業を選択的、重点的に実施することとした結果、投資補助事業 1,520 億円（対前年度比 96.0%）、投資単独事業 1,483 億円（対前年度比 95.9%）と、地方財政計画の伸率を下回る規模に抑制した。

なお、現下の中小企業の状況に鑑み、執行にあたっては引き続き中小企業への発注に意を用いることとする。

(ア) 国庫補助事業

平成 19 年度当初予算額：152,004 百万円（対 18 年度当初比 96.0%）

（単位：百万円）

区 分	公 共 事 業			その他投資 補助事業	合 計
	農林水産	県土整備	小 計		
継続事業	19,820	77,419	97,239	36,578	133,817
維持修繕	4,595	3,536	8,131	244	8,375
新規事業	3,781	5,037	8,818	994	9,812
合 計	28,196	85,992	114,188	37,816	152,004

(イ) 県単独事業

平成 19 年度当初予算額：148,310 百万円（対 18 年度当初比 95.9%）

（単位：百万円）

区 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県単独土木事業 ・ 県立学校整備事業 ・ 県単独治山事業 ・ 県単独交通安全施設整備事業 			緊急地方道 ・ 緊急街路 整備事業	出資金・貸 付金	その他投資 単独事業	合 計
	うち 県立学校 耐震化事 業	うち 市町合併 支援道路 整備事業					
継続事業	41,971	8,408	7,020	24,053	33,082	24,338	123,444
維持修繕	15,509	0	0	182	0	699	16,390
新規事業	5,850	1,115	580	411	41	2,174	8,476
合 計	63,330	9,523	7,600	24,646	33,123	27,211	148,310

(参考)

地方財政計画、国の公共事業関係費の対前年度比

(単位：%)

区 分		17年度	18年度	19年度
地方財政計画	投資補助	93.0	96.7	98.5
	投資単独	(97.0) 91.8	(96.8) 80.8	(97.0) 85.1
国の公共事業関係費		96.4	95.6	96.5

投資単独の上段()は一般行政経費とのかい離是正前ベース

イ 事業の評価と見直し

投資事業評価システムに基づき、事業の必要性や効果等を的確に評価し、投資事業の効率的・重点的な推進を図る。

(ア) 平成18年度における事業評価

平成18年度は、総合事業等審査会、公共事業等審査会、各部投資事業審査会において、新規事業101件、継続事業8件の評価を行った。

区 分		評価対象件数
新規事業	国庫補助事業	79
	県単独事業	22
	合 計	101
継続事業	国庫補助事業	7
	県単独事業	1
	合 計	8

(イ) 見直しを行う事業

事業の進捗状況及び事業採択後の社会経済情勢の変化等の視点から、各審査会において審査した結果を踏まえ、次のとおり事業計画等を見直すこととした。

- ・八鹿生活貯水池建設事業の休止

(2) 事務事業

「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」も踏まえ、行財政全般にわたり、費用対効果など事業の効率性、民間と県との役割分担、民間活力の導入、市町と県との役割分担、税源移譲事業の再検証、事業創設後3年経過事業の必要性、の6つの見直し基準のもと、既存事業について見直しを行った。

この結果、1,634事業について見直しを行い、285億円の整理合理化を行った。

【見直し件数等】

(単位：件、百万円)

区 分	廃 止		縮 小		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
費用対効果	80	3,153	307	5,433	387	8,586
民間との役割分担	8	53	11	359	19	412
民間活力の活用	2	17	12	292	14	309
市町との役割分担	9	113	22	148	31	261
税源移譲事業の再検証	5	18	18	42	23	60
3年経過継続事業	234	11,925	926	6,946	1,160	18,871
合 計	338	15,279	1,296	13,220	1,634	28,499

【主な見直し事業】

(単位：百万円)

事 業 名	当初予算額（一般財源）		見 直 し 内 容
	平成18年度	平成19年度	
県民総合相談センター運営費	39 (36)	32 (30)	利用実績を踏まえ、納税相談を非常勤嘱託員から、県税事務所職員による実施に変更し、相談回数を見直し
芸術文化活動支援事業	60 (0)	40 (0)	より効果的な支援ができるよう、各メニューの件数・補助単価を見直し
県民芸術劇場開催費	85 (0)	57 (0)	県内での公演実施状況を踏まえ、公演数を見直し
食の安全・安心相談室等運営費	16 (16)	0 (0)	くらしの安全・安心サポート体制を強化することとし、より効果的な相談体制に見直し
私立学校経常費補助 (私立高等学校分)	12,746 (10,788)	12,564 (10,632)	生徒急増・減期における緊急的措置の必要性が概ね解消されたことを勘案し、県独自財源による補助単価を適正化（平成12年度から段階的に実施）
軽費老人ホーム運営費補助事業	1,100 (1,100)	1,077 (1,077)	全国の見直し状況を勘案し、寒冷地加算や民間施設等給与改善費(管理費加算部分)等を見直し
六甲保養荘管理運営事業	34 (31)	0 (0)	施設を(財)兵庫県勤労福祉協会への自主運営へ移行
「ひょうごの匠」ものづくり体験事業の職場派遣事業	13 (13)	12 (12)	「ひょうご匠の技」探求事業、「ひょうごの達人」招聘事業で対応するため廃止

事業名	当初予算額（一般財源）		見直し内容
	平成18年度	平成19年度	
成長期待企業市場戦略構築支援事業	5 (5)	0 (0)	産産連携支援強化事業として新たな展開を進めるため事業を廃止
ITクリエイティブビレッジ事業	10 (10)	0 (0)	「ビジネスプラザひょうご」（仮称）整備・運営事業で対応するため、事業を廃止
商店街活性化事業のスクラムアップ事業	123 (123)	113 (113)	先導的活性化事業、元気づくり事業で対応するため廃止
パート情報アドバイザー設置事業	12 (12)	9 (9)	利用実績が減少したため、明石パートバンクを廃止
離職者生活安定支援事業	163 (3)	112 (2)	離職者生活安定資金融資制度で対応可能なことから、失業者支援資金融資制度については、新規受付を休止
担い手育成総合支援事業	43 (43)	34 (32)	担い手育成支援事業で総合的な対応を図ることとし、地域貢献担い手確保・育成支援事業等を廃止
県産木材利用住宅建設促進事業	7 (7)	3 (3)	内装材製品開発支援は、国が民間事業体を対象に公募方式の製品開発支援に取り組むことから廃止
地域におけるいきいき教室事業	23 (23)	10 (10)	各市町において、事業の定着が図られつつあることから、モデル的事業は廃止

原則として、平成18年度当初予算ベースで5百万円以上の事業を記載。
ただし、イベント、調査研究等、18年度（又は複数年度）に臨時的に実施した事業等については記載していない。

【事務的経費見直しの主なもの】

- 環境率先行動計画に基づく取組み（11百万円）
 - 省エネ化改修、太陽光発電による電気料金の削減
- 情報システムの効率化（96百万円）
 - 環境情報システム、土木積算システムなど9業務システムの効率化

（3）公的施設

県が設置した施設について、必要性、民間・市町との役割分担、有効性・効率性の観点から評価するとともに、地元市町等との協議を踏まえて見直しを進める。

- ア 宿泊施設の運営ノウハウを有する（財）兵庫県勤労福祉協会の自主運営へ移行する施設
 - ・六甲保養荘（西宮市）
- イ 平成20年度以降の市町移譲等に向け、検討・調整を進める施設
 - ・東はりま青少年館（加古川市）
 - ・昆虫館（佐用町）

(4) 試験研究機関

平成17年度に策定した第2期中期事業計画(平成18~22年度)に基づき、行政サービス機関としての機能強化に向け、各試験研究機関の業務の重点化を図るとともに、効果的、効率的な業務執行体制の構築を進める。

ア 業務の重点化の方向

試験研究機関毎に次の業務の重点化の方向に沿って、事業を実施する。なお、事業実施にあたっては、研究評価システムを活用して事前評価を行うなど、環境変化に対して機動的な見直しを行う。

区 分	主 な 内 容
工業技術センター	ものづくり基盤を支える産学集積群(クラスター)の育成等による地域産業の発展・育成と、現場を重視したコーディネート展開
農林水産技術総合センター	神戸大学等との産学官連携ネットワークの強化を図りつつ、食の安全・安心、ひょうごのブランド力や循環型社会の支援等に係る研究と、研究・普及・生産者の連携による迅速な技術移転
健康環境科学研究センター	健康・環境面にかかる県民生活の安全・安心の向上、健康・環境危機への迅速、的確な対応に関する試験分析・調査研究と、県民の信頼を高めるための情報提供の充実
生活科学研究所	生活の安全・安心を高める試験・調査研究と迅速・的確な商品苦情原因の究明、生活者の視点での情報発信の推進、消費者の自立支援に向けた県民参画型の試験・調査研究の実施
福祉のまちづくり工学研究所	ユニバーサル社会の実現に向けた高齢者・障害者の社会参加を支援する機器、環境等の研究、国内外の技術者への指導、病院など関連機関と連携した研究成果の普及

イ 新たなニーズ・課題への対応

各試験研究機関の使命や研究の重点化の方向を踏まえ、大学や独立行政法人、民間等との連携強化と役割分担等も図りつつ、危機管理や食、環境など県民の安全・安心への関心、新たな製品や産業の創出ニーズの高まり等、新たなニーズ・課題への的確な対応を図る。

区 分	主 な 内 容
工業技術センター	・ 放置竹林の竹を用いた竹繊維強化グリーン複合材料の開発 ・ 低コスト・短納期・高品質で環境にも対応した織物試作システムの開発
農林水産技術総合センター	・ 「コウノトリ育む農法」支援技術の開発 ・ 底曳網における大型クラゲ及び小型魚の混獲防止技術の開発
健康環境科学研究センター	・ 県民の生活習慣病対策に関する疫学的調査研究 ・ 食品衛生法に対応した残留農薬多成分一斉分析法の開発
生活科学研究所	・ 誤装填しやすい電池ケースの検証 ・ 家電製品等から放出される室内汚染物質に関する試験研究
福祉のまちづくり工学研究所	・ 観光バリアフリー整備に関する研究 ・ 住宅バリアフリー改修の有効性に関する研究

ウ 自主性・効率性を高める業務運営の展開

第2期中期事業計画に基づき、分野横断的な取組みの強化、機動的・弾力的な予算運用、人材の育成・活性化など各試験研究機関の自主性・効率性を高める業務運営の展開に取り組む。

4 自主財源の確保

県税収入の確保、未利用地等の売却処分の推進等により、自主財源の最大限の確保を図る。

(1) 県税収入の確保

ア 税収確保対策の実施

国から地方への税源移譲に伴う個人住民税のウエイトの高まり等を踏まえ、これまでに実施してきた税収確保対策に加え、新たに次の取組みを実施することにより、県税収入の最大限の確保を図る。

(ア) 個人県民税の徴収対策の強化

個人県民税の徴収歩合の向上に向け市町の徴収体制の強化を図るため、税収規模、徴収・人員体制、公売等ノウハウに係る蓄積状況等の市町の実情に応じ、県から支援チームを派遣し困難事案等を共同処理するなど、システム的な支援を行う。

個人住民税特別対策官の設置

市町における個人住民税等の徴収体制のシステム的な支援等を一元的に総括するポストとして、個人住民税特別対策官を設置する。

個人住民税等整理回収チームによる滞納整理等

県・市町職員の身分併任制度を活用し、個人住民税等整理回収チームを編成して県職員を市町へ派遣し、差押え等をはじめとする滞納整理を行う。また、市町から職員を県税事務所に受け入れ、公売等の実務研修を実施する。

研修・連絡会議の実施

全県・地域別の研修の計画的な実施、連絡会議の開催により、市町職員の徴収技能の向上、県・市町の連携強化を図る。

直接徴収等の実施

各県税事務所において、従来からの共同滞納整理に加え、個人住民税の直接徴収（地方税法第48条）などを実施する。

(イ) 自動車税特別対策班の設置

未済件数の多い自動車税の徴収歩合の向上を図るため、現年度分の滞納に係る電話督促等を行う自動車税特別対策班を設置する。

(ウ) 滞納事案の高額化・困難化への対応等

搜索、自動車のタイヤロックの活用による差押え、インターネット公売等の積極的な実施により滞納処分の強化を図る。

また、不正軽油の製造を阻止するために強化した監視体制を維持するため、引き続き、不正軽油特別対策官を設置する。

(2) 未利用地等売却処分の推進

県保有の未利用地について、福祉施設用地などの活用のために市町や社会福祉法人等への売却等を進めるとともに、公共部門での活用が見込まれない用地について、一般競争入札等による民間等への売却処分を積極的に推進する。

また、NPO等の活動拠点施設用地としての貸付などの活用も引き続き検討する。

(3) 広告事業の推進

新たな財源の確保と地域経済の活性化等を図る観点から、すでに実施している広報誌・紙やホームページへの広告掲載に加え、新たに植樹帯や公園(ベンチ、花壇等)、建築物など公共施設等へのスポンサーの募集に向けた検討を行う。

5 先行取得用地

本格的な事業化に向け、事業目的の見直しも含めた幅広い利活用の検討を行うほか、本格的な事業化までの間、用地の特性を活かし、里山林整備等による有効活用の促進を図る。

- ・ 森林動物研究センター (平成 18 年度 2 月補正)
- ・ 動物愛護センター三木支所 (平成 18 年度 2 月補正)
- ・ 里山林整備

<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年度事業 <li style="padding-left: 20px;">造成工事 <li style="padding-left: 20px;">基本計画・調査 ・ 整備済 	6 箇所予定 3 箇所予定 8 箇所
--	--------------------------

6 公社等

(1) 改革の内容

ア 団体の廃止

団 体 名	見 直 し 内 容
(株)おのころ愛ランド	明石海峡大橋開通後の観光客の受入れ施設として、「淡路ワールドパーク ONOKORO」を先導的に設置・運営してきた同団体について、淡路島内集客施設の充実に伴い、設立目的は概ね達成したと考えられるため、今後の施設運営を民間事業者に委ね、団体を廃止する。

イ 業務の再編

団 体 名	見 直 し 内 容
(社)兵庫みどり公社	花と緑のまちづくり実践活動の支援(調査研究、普及啓発等)に係る施策を一体的に推進するため、(社)兵庫みどり公社の花と緑のまちづくり研究所及び都市緑化部門を(財)兵庫県園芸・公園協会に移管する。
(財)兵庫県園芸・公園協会	
(社福)兵庫県社会福祉事業団	団体事務局と総合リハビリテーションセンター管理部門を統合する。

ウ 経営改善の促進

公社等を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、公社等が自ら推進する計画的な経営改善等への取組みに対し、指導・支援を行う。

団 体 名	取 組 方 針
(社福)兵庫県社会福祉事業団	平成17年度に策定した経営ビジョン第3期実施計画に基づき、団体事務局と総合リハビリテーションセンター管理部門の統合や障害児者施設等に係る厨房業務の外部委託化など、効果的、効率的な事業展開を図るとともに、自律的・主体的な運営体制の確立に向けて一層の経営改善を図る。
(財)兵庫県勤労福祉協会	平成17年度に策定した健全経営計画(第2次経営改善計画)に基づき、経営管理機能の充実強化や利用促進・収入増対策、経費削減に取り組むとともに、六甲保養荘について新たに県から無償貸付を受け独立採算による事業運営を図るなど、安価で質の高い公共の宿としての特色を一層発揮する。
(社)兵庫みどり公社	平成15年度に策定した経営改善計画に基づき、引き続き、技術員の退職不補充、一般管理費の削減、借入金の利息軽減、長期保有農地の早期売渡に取り組む。 特に、造林事業については、搬出経費の削減など公社自ら更なる事業運営の効率化を図るとともに、分収率の見直しを進め、伐採適期を迎えたヒノキ林の主伐を計画的に進めるほか、引き続き国等に対し経営安定のための支援措置の充実を求めるなど、一層の経営安定に向けた取組みを強化する。
兵庫県土地開発公社	平成18年3月に取りまとめた土地開発公社の現状と今後の見通しに基づき、引き続き事業量の確保や産業団地への企業立地促進に取り組むとともに、事務事業経費の削減等に努める。 また、第二名神高速道路の用地取得など今後見込まれる事業量の増加の中でも人員採用の抑制等に取り組むなど、効率的な執行体制の確保に努める。
兵庫県住宅供給公社	平成17年度に策定した経営五か年計画に基づき、賃貸管理事業を経営の根幹としつつ、県の住宅施策の実施機関としての役割を果たすとともに、被災マンションの建替など社会的要請のある事業を実施する。 また、賃貸管理事業の入居率・収納率の向上、職員定数の削減等による人件費の削減、借入金利の更なる軽減等の取組みにより事業ごとの採算性向上を図り、単年度黒字の確保を図る。

エ 運営の効率化・合理化

目的を達成した事業や、需要が減少し今後回復を見込むことが困難な事業等について見直しを行うとともに、県と公社等の役割分担のもと、県事業と重複・類似する事業の整理・合理化を行う。

また、指定管理者の公募拡大等の環境変化を踏まえ、組織体制の見直しや職員の雇用形態の見直し等により人件費を削減するなど、運営の効率化・合理化を進める。

【主な見直し内容】

団体名	事業名等	主な見直し内容
(財)兵庫県青少年本部	「こうのとりの会」の交流事業	出会いサポートセンター事業と共同で実施することにより、地域間交流推進員を削減
(財)ひょうご情報教育機構	情報セキュリティ県民セミナー事業	県内開催が一巡したことから、事業を廃止
(財)兵庫県健康財団	健康づくり相談事業からだの健康事業	20年度の医療構造改革を見据え、両事業を統合
(社福)兵庫県社会福祉協議会	団体の運営	職員給与の見直し等による人件費の見直しや効率的運営に向けた組織統合の検討
(財)ひょうご科学技術協会	債務保証・低利融資事業	企業ニーズの減少等を踏まえ、事業を廃止
(財)ひょうご産業活性化センター	産業情報化推進事業	ITクリエイティブビレッジ事業について、「ビジネスプラザひょうご」(仮称)整備・運営事業で対応することとし、廃止
兵庫県道路公社	団体の運営	職員数の削減による人件費の見直し

オ 情報公開の取組みの充実

公社等の運営の透明性の向上を図るため、「出資法人等の情報公開等に関する指導指針」を改正し、公社等の公開対象情報に職員数及び職員の給与に関する情報を加えるなど、情報公開の充実を図るとともに、公社等の基本情報について、引き続き県のホームページ上において公開を行う。

また、資産額等が一定規模以上の団体に対する外部監査の導入を引き続き指導する。

外部監査導入済団体：10団体

(財)兵庫県芸術文化協会、(財)兵庫県職員互助会、(社福)兵庫県社会福祉協議会、土地開発公社、新西宮ヨットハーバー(株)、住宅供給公社、(株)夢舞台、(株)おのころ愛ランド、(財)兵庫県学校厚生会、(財)兵庫県体育協会

カ 会計事務の点検・指導の充実

公益法人を取り巻く社会経済環境が変化する中、事業活動状況の透明性や理解しやすい財務情報の提供が求められてきていることから、研修会の開催等を通じて、公社等の役職員の資質向上を図るとともに会計情報の提供を行う。

また、「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用して、事務処理方法の改善等の指導・支援を行い、公社等における決算処理等の会計事務の充実を図る。

(2) 公社等の活用

公社等の活用が公共的サービスの効果的、効率的提供に資する業務について、公社等の活用を図る。

【主な内容】

団 体 名	主 な 内 容
(財)ひょうご産業活性化センター	「中小企業支援ネットひょうご」の連携拠点として設置する「ビジネスプラザひょうご」について、県の中小企業施策の一翼を担う同センター内に整備し、その運営を委ねる。
(財)兵庫県住宅建築総合センター	耐震強度偽装事件の再発を防止するため、建築基準法の改正により設置が義務づけられた「構造計算適合性判定機関」について、「耐震診断改修評価委員会」の運営等のノウハウを有する同団体に整備し、その運営を委ねる。

(3) 公営企業

ア 企業庁経営ビジョンの推進

自立的な経営を確保しながら、社会の変化や県民ニーズの多様化に対応した事業推進を図るため、「兵庫県企業庁経営ビジョン」に基づき、民間的経営手法を発揮した収入確保と効率的な事業執行により、健全経営を確保しつつ、県民の参画と協働のもと事業を推進する。

【平成19年度の主な取組み】

- ・「企業庁総合経営計画」に基づく計画的な事業の推進
- ・収入確保の強化と費用の効率的執行による経営基盤の強化
- ・経営成績等に関する目標達成状況についての外部評価の実施
- ・暫定的な土地利用（潮芦屋、播磨科学公園都市等）など保有資産の有効活用 等

イ 病院構造改革の推進

病院事業全般にわたる構造改革を推進し、自立した経営基盤のもとで医療内容の充実を図るため、「県立病院の基本的方向」等に基づき、病院構造改革を計画的かつ着実に実施し、県民から信頼され安心できる県立病院をめざす。

【平成19年度の主な取組み】

- ・「県立病院の基本的方向」を実現するための施設・設備の整備や診療体制の確保等による診療機能の充実
- ・県立病院医師確保対策会議の開催、独自の医師養成システムの構築、医師にとって魅力ある職場環境の整備等による医師確保対策の充実
- ・医師確保、特色ある医療（がん医療、小児救急医療等）等の充実による患者の増加
- ・診療報酬改定への的確な対応（7対1看護の取得等）、高額医療機器の有効活用等による診療単価の向上
- ・薬品・診療材料にかかる同種同効品の整理及び安価製品への切り替え等による材料費の節減
- ・委託業務等にかかる仕様の見直し、長期継続契約対象範囲の拡大等による経費の節減 等

新規施策分野への取組み

厳しい財政環境の中で施策の一層の重点化を図りつつ、国体を契機に広がった参画と協働を基本理念に据え、県民本位、生活重視、現場主義のもと、次に掲げる施策を展開する。

1 元氣な兵庫

【人の元氣】

(1) 学校教育・地域教育の充実

- ・環境体験事業の実施（43 百万円）
- ・ひょうごっこグリーンガーデン推進事業の実施（26 百万円）
- ・県立いえしま自然体験センター（旧母と子の島）の運営（65 百万円）
- ・ひょうご食育推進事業の実施（7 百万円）
- ・青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～の実施（131 百万円）
- ・いじめ対策の総合的推進（107 百万円）
- ・後期中等教育の充実事業（はばたきサポート）の実施（4 百万円）
- ・特別支援教育推進に係る施設整備（37 百万円）
- ・特別支援教育（LD、ADHD等）に関する支援体制の強化（6 百万円）
- ・スクールアシスタントの配置（303 百万円）
- ・「ひょうご放課後プラン事業」の実施（744 百万円）
- ・35 人学級編制の小学校3年生への拡大実施
- ・小・中学校における新学習システムの推進（1,510 百万円）
- ・ひょうご学力向上推進プロジェクト事業（小・中学校）の実施（17 百万円）
- ・高等学校「日本の文化」の全県展開（4 百万円）
- ・「ひょうごの達人」招聘事業の実施（19 百万円）
- ・県立龍野実業高校・県立新宮高校統合校の整備（464 百万円）
- ・県立学校耐震化事業の実施（9,523 百万円）
- ・兵庫県立大学附属中学校の開校（182 百万円）
- ・会計専門職大学院の開設（46 百万円） 等

(2) 芸術文化・スポーツの振興

- ・「親子で楽しむひょうご寄席」の実施（5 百万円）
- ・県立考古博物館の開館（1,003 百万円）
- ・歴史博物館新展開の推進（23 百万円）
- ・はばたきスポーツ基金の創設（500 百万円）
- ・三木総合防災公園（テニス場等）の整備（42 百万円） 等

【産業の元氣】

(3) 科学技術の振興

- ・放射光ナノテク研究所（仮称）の開設（475 百万円）
- ・次期情報ハイウェイの整備推進（434 百万円）
- ・ひょうご地上デジタル放送受信対策検討会（仮称）の設置（1 百万円） 等

(4) 経済・雇用の活性化

- ・工業技術センターの整備（234 百万円）
- ・ものづくり大学校（仮称）の整備（190 百万円）
- ・チャレンジ企業応援融資制度の実施（融資目標額 100 億円）
- ・まちなか商業再活性化事業（大型店出店対策事業）の実施（20 百万円）
- ・多様な働き方のモデル開発と普及啓発（5 百万円）
- ・ニート対策ひょうご支援ネットの構築（2 百万円） 等

(5) 農林水産業の振興

- ・集落農業担い手緊急レベルアップ事業の実施(56百万円)
- ・麦・大豆経営安定緊急対策助成金の創設(6百万円)
- ・野菜産地担い手育成支援事業の実施(2百万円)
- ・農地・水・環境保全向上(共同活動)推進事業(544百万円)
- ・県産木材供給センターの整備推進(2百万円)
- ・第2の鹿ノ瀬全体構想の策定(5百万円)
- ・新漁業調査船「たじま」の建造(6百万円) 等

【地域の元気】

(6) 地域づくり・まちづくり

- ・都市活性化協議会の設置(2百万円)
- ・地域景観形成等基本計画(地域景観マスタープラン)の策定(8百万円)
- ・日本文化デザイン会議の開催(35百万円)
- ・住宅新構法「j.Podシステム」の普及・推進(1百万円)
- ・多自然居住基盤整備事業の実施(50百万円)
- ・古民家再生促進支援事業(5百万円)
- ・観光大使「はばタン」の活用(1百万円)
- ・海外からの教育旅行誘致促進事業の実施(11百万円)
- ・第9回世界華商大会の開催支援(67百万円)
- ・広東省友好提携25周年友好代表団の相互派遣(2百万円) 等

【社会の元気】

(7) 参画と協働のさらなる推進

- ・“地域の元気づくり”シンポジウムの開催(5百万円)
- ・地域SNS活用モデル事業の実施(4百万円)
- ・団塊世代等の地域づくり活動の支援(4百万円)
- ・県民交流広場事業の推進(3,051百万円) 等

2 安心な兵庫

(1) 健康ひょうごの推進

- ・メタボリックシンドローム予防戦略事業(4百万円)
- ・小児救急医療相談窓口の実施(62百万円)
- ・ドクターバンク支援事業(32百万円)
- ・女性医師確保のための保育支援事業の実施(10百万円)
- ・在宅ターミナルケアネットワークの構築(8百万円)
- ・新加古川病院の整備(3,470百万円)
- ・介護予防事業支援事業の実施(5百万円)
- ・障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策の実施(1,907百万円)
- ・障害者自立支援法施行に伴う低所得利用者への負担軽減(55百万円)
- ・総合リハビリテーションセンター中央病院小児リハ棟等の整備(940百万円)
- ・障害者雇用率1.8%達成大作戦(35百万円)
- ・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の実施(5百万円) 等

(2) 少子・子育て対策

- ・乳幼児等医療費公費負担助成制度の拡充（1,583 百万円）
- ・認定子ども園の運営助成（46 百万円）
- ・病児・病後児保育（自園型）推進事業（50 百万円）
- ・“子育て支援・関西キャンペーン”事業の実施（5 百万円）
- ・「ひょうご家庭応援推進協議会（仮称）」の設立支援（1 百万円）
- ・児童虐待防止に向けた地域連携強化事業（9 百万円） 等

(3) 環境優先の社会づくり

- ・森林動物研究センター（仮称）の開設（97 百万円）
- ・サル出没総合対策の推進（10 百万円）
- ・自然公園ふれあい全国大会（仮称）の開催（5 百万円）
- ・農地・水・環境保全向上（営農活動）推進事業の実施（34 百万円）
- ・エコハウス（仮称）の開設（14 百万円）
- ・ひょうごCO₂削減推進事業の実施（1 百万円） 等

3 安全な兵庫

(1) 総合的な防災・減災対策の推進

- ・阪神南広域防災拠点の整備（247 百万円）
- ・武庫川（武田尾、リバーサイド地区）緊急治水対策事業（1,370 百万円）
- ・人と防災未来センター防災未来館の展示情報の更新（352 百万円）
- ・国際防災研修センターの設立（37 百万円） 等

(2) 暮らしの安全・安心対策の推進

- ・地域ぐるみ安全対策の展開（95 百万円）
- ・携帯電話発信地表示システムの導入（12 百万円）
- ・雑踏警備用資機材の整備（18 百万円）
- ・飲酒運転を許さない兵庫づくりの推進（2 百万円）
- ・食に関するリスクコミュニケーションの推進（1 百万円） 等

(3) 交流と連携の基盤づくり

- ・余部鉄橋活用計画の策定（5 百万円）
- ・但馬 - 羽田直行便就航実現化の推進（5 百万円）
- ・都市部におけるバス利用環境改善モデル事業の実施（11 百万円）
- ・明石海峡大橋開通 10 周年記念事業の実施準備（1 百万円）
- ・フラワーセンターのリニューアル整備（1,004 百万円）
- ・あわじ花さじき便益施設の整備（8 百万円）
- ・丹波並木道中央公園の開園（28 百万円）
- ・安全・安心住宅改修アドバイザー登録・派遣制度の創設（3 百万円）
- ・学校・病院・福祉施設の耐震化の推進（10 百万円）
- ・石綿健康被害救済基金への拠出（40 百万円） 等

4 信頼の兵庫

- ・ポスト「行財政構造改革推進方策」の検討（1 百万円）
- ・「はばタン」を活用した県政広報テレビ番組の創設（17 百万円）
- ・職員提案事業化テストの実施（10 百万円） 等

成熟社会型行政の推進

地方分権の本格化や参画と協働による地域づくりへの県民意識の高まり、情報技術の進展など、新しい時代の潮流に対応した、県民主役の効率的、効果的な県政運営の確立に向けた取組みを進める。

1 県民の参画と協働の推進

県民の参画と協働による地域社会の共同利益の実現と県行政の推進を図るため、「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」（平成 18～22 年度）に基づき、地域に潜在する多様な人材の活動へのきっかけづくり、活動に取り組む県民のネットワーク化など、県民の主体性や活動の継続性に配慮した各般の施策を推進する。

【主な取組み】

団塊世代等の地域づくり活動の促進

- ・地域づくり活動への参加体験の実施等

県民ボランティア活動の促進

- ・「のじぎくボランティアネット(仮称)」、「障害者スポーツボランティアバンク」の創設等

地域安全まちづくりの推進

- ・「事例提供による地域安全まちづくり活動応援事業」の実施等

地域ぐるみ子育て支援の推進

- ・「子育て応援ネット」の全県展開、「子育て応援・関西キャンペーン」事業の実施等

ユニバーサル社会づくりの推進

- ・「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」を中心とした市町や民間事業者等の参画や、事業所等の先導的な取組みの促進

企業の社会貢献活動の促進

- ・優れた社会貢献活動を行っている企業の顕彰等

参画と協働の普及・啓発

- ・「参画と協働ガイドブック」を活用したキャラバン事業(出前講座)の実施等

21 世紀兵庫長期ビジョンの推進

- ・第 2 期「地域ビジョン推進プログラム(シンボルプロジェクトの展開)等」「全県ビジョン推進方策」の推進、時代潮流の調査研究等

2 国と地方、県と市町との新しい関係の構築

(1) さらなる地方分権への取組み

ア 第二期地方分権改革に向けた取組み

地方分権改革推進法に基づく、第二期分権改革の推進に向け、国から地方への権限移譲や地方公共団体に対する義務付け、関与の整理合理化等について、全国知事会、本県地方六団体代表者で構成する自治体代表者会議などと連携しながら、国等への働きかけを行う。

また、「全国知事会地方交付税問題小委員会(委員長：井戸知事)」において、地方交付税に関する主張、あるべき姿について取りまとめ、国等に働きかけるなど、地方税財政の充実にに向けた取組みを進める。

イ 今後の府県のあり方の検討

国と地方の役割分担の見直しの観点から、国庫補助負担金等を通じた国による義務付け、関与の現状を再点検し、今後の府県のあり方検討につなげる。

ウ 関西における広域連携の推進

関西における府県の枠組みを越えた広域的課題に対応するため、2府7県4政令市と8経済団体のトップで構成する「関西分権改革推進協議会」において、地方自治法上の広域連合の設置や、既存の広域連携組織の整理統合について検討を行う。

(2) 市町合併後のまちづくりに対する支援

合併後の新しいまちづくりが円滑に進められるよう、市町村建設計画に位置づけられている県事業の円滑な遂行、合併後における基本構想(計画)、財政計画等の策定についての助言等、合併市町の円滑な行財政運営を支援する。

(3) 県と市町との新しい関係の構築

有識者等で構成する「ポスト合併期における県と市町のあり方研究会」が平成18年度中に取りまとめる最終報告の提言内容等を踏まえ、県と市町の役割分担や連携に係る具体的な取組みについて検討、推進する。

3 広報・広聴活動の充実等

(1) 広報・広聴活動の充実

ア 県民への情報発信力の強化

のじぎく兵庫国体・のじぎく兵庫大会の感動と感謝を継承するシンボル「はばタン」を活用した県政広報テレビ番組を新たに放送し、情報発信力を一層強化する。

また、広報活動に関心のある若者が、県広報の企画等実践的に参画する若者広報パートナー協働事業や県ホームページの情報発信の強化など、生活者の視点に立った分かりやすい広報活動を推進する。

イ 県民の県政参画機会の充実

「県民意識調査」や「さわやか提案箱」など多様なチャンネルによる広聴活動を実施することで県民の意向を把握し、県民ニーズに迅速・的確に対応できるよう努める。

また、インターネットを利用してアンケートを行う「県民モニター」制度により、アンケートの機会をとらえた効果的な施策のPRや聴取した意見の施策等への反映に努めるとともに、モニター登録者数の確保や総合相談体制の充実を図り、県民の県政参画機会の充実に取り組む。

さらに、県民がバスを利用して県立施設等を見学する「走る県民教室」を実施し、県政理解と地域間交流の一層の促進を図る。

(2) 情報公開の推進

県民の県政への参加をより一層促進し、公正で透明な開かれた県政を実現するため、「情報公開条例」に基づき、県が保有する公文書の公開を進めるほか、積極的に県政情報を収集・整理し、県民への迅速・正確な情報提供に努めるなど、情報公開制度の適正な運用を図る。

(3) 個人情報保護の推進

広報媒体に個人情報を掲載する場合や広聴活動を行うに際して個人情報を取り扱う場合には、個人の権利利益を保護するため、「個人情報の保護に関する条例」を遵守するなど、個人情報保護制度の適正な運用を図る。

また、個人情報を県ホームページに掲載する場合には、「県ホームページにおける個人情報の掲載基準」を遵守し、個人情報保護に努める。

4 行政手続等の簡素化と県民の利便性向上

(1) 「行政の情報化」の推進

ITの先進的な活用を通じて、行政サービスの向上と簡素で効率的な行政システムの確立をめざし行政の情報化を推進する。

このため、「ひょうごIT新戦略」に基づき、行政手続の電子化や行政運営の効率化を推進するとともに、県と市町が共同して電子自治体の全県的な展開を図り、県下全域で質の高い行政サービスを展開する。

ア 行政手続の電子化

(ア) 申請・届出手続等の電子化

県民や企業がインターネットを活用して各種の申請・届出手続を行える電子申請システムについて、新たに河川法に係る土地占用・公園占用の許可申請などの手続を電子化し、平成19年度末までに対象を約800手続まで拡大する。

(イ) 税申告手続等の電子化

企業等がインターネットを活用して税の申告手続等を行える電子申告システムについて、平成16年度に導入した法人県民税・事業税に加え、他税目についても導入を検討するとともに、法人二税等の申請・届出手続の電子化、電子納税等に係るシステム開発について、調査・検討を行う。

また、平成18年度に開発した自動車保有関係手続（検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の申告・納税等）のワンストップサービスシステムの運用を行う。

(ウ) 入札・調達手続の電子化

公共事業の入札参加資格申請から資格審査、入札に至る一連の電子システムのうち、電子入札システムにおいて、対象範囲を工事案件については契約予定金額3千万円以上から1千万円以上に拡大するとともに、業務委託案件については引き続きすべての案件で実施する。

また、物品関係について、引き続き、入札参加資格登録システムによる随時受付を行うとともに、出納局で行うすべての調達案件を電子入札・開札システムの対象とし、特に契約予定金額30万円以上の案件は原則として電子入札・開札システムのみとする運用を行うことにより、システムの利用促進、県民の利便性の向上を図る。

(エ) 行政の情報化の普及啓発

電子申請、電子入札、住民基本台帳カード等の利用促進を図るため、広報誌やホームページ等を活用した広報や普及セミナーを行う。

イ 行政運営の効率化

(ア) 行政事務の電子化

文書管理システムや電子メール・電子掲示板の活用を図るとともに、大型汎用コンピュータによる業務の集中処理を行うなどにより、事務処理の迅速化・効率化を推進する。

また、データ作成業務等の経費削減と効率化を図るため、大型汎用コンピュータと庁内の他システムの間で相互のデータの受け渡しを可能とする共通基盤のあり方を調査する。

(イ) 住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大

住民基本台帳法等に定められた事務について、順次、住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大を図るとともに、セキュリティ対策の一層の拡充を図るため、関係職員への研修及び緊急時対応訓練等を実施する。

また、市町における住民基本台帳カードの多目的利用を推進し、住民サービスの向上に資するため、住民カードスタンドアップ事業、フォーラムの継続実施など、市町の取組みの段階に応じた支援を行う。

(ウ) 情報システムの最適化の実施

平成17年度から実施している県業務システムの最適化の取組みについて、新たに税・財務会計システムなど大型汎用コンピュータで処理している6システムを評価・分析の上、最適化計画を策定し、必要に応じてシステムの改修を検討するなど、より効率的な管理運用を図る。

(エ) 庁内情報セキュリティ対策の強化

現在、IDとパスワードにより管理している職員パソコンについて、本人認証を強化するためのICカードや万が一データが持出されても解読できないようにする暗号化ソフトの導入などにより、パソコンの不正使用の防止と機密情報・個人情報等の保護の強化を図る。

ウ 電子自治体の全県的な展開

県と複数の市町が共通して利用できる電子申請共同運営システムについて、順次、対象となる手続を拡大するとともに、参加団体の拡大を図る。また、電子入札共同運営システムについても電子入札対象範囲と参加団体の拡大を図る。

(2) 公の施設の開業日・開業時間の拡大

県民の年末年始や休日・夜間の過ごし方の変化等を踏まえ、公の施設(県民利便施設)の開業日・開業時間について、平成18年度に実施した見直しに基づき、拡大・延長を継続する。

【見直しの考え方】

これまでに県民から開業日や開業時間の拡大に関する希望や問い合わせが寄せられている施設については、県民の声を踏まえ、直ちに開業日・開業時間を拡大

これまで具体の要望等は聞いていないが、次の観点から、さらなる利用者の増加が見込める施設については、試行的に開業日・開業時間を拡大(必要に応じ恒常的対応)

- ・ 県民の年末年始の過ごし方の変化(余暇志向等)
- ・ 勤労者・学生等の休日・夜間利用ニーズへの対応
- ・ 施設が有する機能の最大限の活用(野外施設の日没までの延長等)

【見直し内容】

年末年始の開業日の拡大： 29施設
月毎週毎の開業日の拡大： 3施設
開業時間の拡大： 6施設

5 効率的、効果的な経営手法の導入・拡充

(1) 民間活力の活用

ア 指定管理者の公募による選定の拡大

公の施設の管理運営に係る指定管理者制度について、順次、公募による選定の拡大を図る。

公募予定施設

- ・文化体育館（神戸市）
- ・都市公園 5 施設
- （
 - ・丹波並木道中央公園（篠山市）
 - ・一庫公園（川西市）
 - ・有馬富士公園（三田市）
 - ・北播磨余暇村公園（多可町）
 - ・西武庫公園（尼崎市））

20年度以降の公募に向けて検討を行う施設

都市公園及びスポーツ・レクリエーション施設等 22 施設、県営住宅 482 団地

【参考】平成 18 年度の公募実施結果

施設名	所在市町	指定管理者候補者
産業会館	神戸市	大阪ガスセキュリティサービス(株)
奥猪名健康の郷	猪名川町	(株)ケントク

イ 民間活用による効率的な事業実施

成熟社会にふさわしい官民の役割分担のあり方等を踏まえ、民間のノウハウ等の活用により、効果的、効率的に実施できる事業について、市場化テストの手法も検討しながら民間活力の活用を一層推進し、簡素・効率化と行政コストの縮減を図る。

【主な新規・拡充事業】

- ・県立施設の維持管理業務（県立大学附属中学校、歴史博物館、考古博物館等）
- ・県立病院の未収金徴収業務
- ・多世代共生モデル事業
- ・保育士試験業務（拡充）
- ・違法駐車取締り関係事務（拡充）

ウ 民間活用による施設の整備、運営

明舞団地(神戸市、明石市)について、商業施設の再生化事業の実施や、同団地内の県営住宅建替における高齢者支援サービス施設等の整備にあたり、民間資金・ノウハウの活用により事業を推進する。

また、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設について、設計・施工から管理運営まで、民間のアイデアやノウハウ等を活用するため、PFI手法を用いて事業を推進しており、平成 18 年 5 月に施設整備が完了したところであるが、引き続き民間活用による施設の効率的な管理運営を行う。

(2) 事務の簡素化・効率化

従来、県から口座振替により支払いをする際に行っていた「口座振替通知書」の送付について、金融機関が行う預金通帳への印字内容をより詳細なものとしたことに伴い、事務の簡素化と経費の削減を図る観点から廃止する。

6 建設工事に係る入札・契約制度の改善

(1) 競争性の促進

ア 一般競争入札の拡充

談合等不正行為を排除することを目的として、公正な競争の促進及び入札参加機会の増加を図るため、「公募型一般競争入札」(「公募型指名競争入札」を改称)の対象工事金額を引き下げるとともに、「制限付き一般競争入札」を新設し、一般競争入札を拡充する。

公募型一般競争入札 (旧「公募型指名競争入札」)	一般土木	2.5億円以上(現行3億円以上)
	建築	4.5億円以上(現行5億円以上)
	電気・管	2.5億円以上(現行5億円以上)
制限付き一般競争入札 (新設)	一般土木	2千万円以上 2.5億円未満
	建築	1億円以上 4.5億円未満
	電気・管	2千万円以上 2.5億円未満

〔実施時期〕平成19年4月

イ 指名企業数の拡大

公正な競争の促進及び入札参加機会の増加を図るため、指名企業数の拡大を行う。

【指名企業数の拡大】

1千万円未満	10者(現行6者)	一般土木、建築、 電気・管
1千万円以上 2千万円未満	12者(現行8者)	
2千万円以上 3千万円未満	12者(現行8者)	建築のみ
3千万円以上 1億円未満	15者(現行15者)	

〔実施時期〕平成19年4月

(参考) 【対象工事金額一覧】

一般土木	2千万円未満
建築	1億円未満
電気・管	2千万円未満

(2) 監視の強化

入札監視委員会(「入札監視・苦情処理委員会」を改称)による監視の強化

第三者による監視機能の強化を図るため、弁護士等の有識者から成る「入札監視委員会」に、入札・契約手続の運用及び苦情処理に関する調査・審議に加え、新たに次の審査事項を付加する。

- ・高落札率案件(予定価格の95%以上)の審査
- ・談合情報があったすべての案件の審査

〔実施時期〕平成19年4月

(3) 透明性の確保

入札・契約情報の公表の推進

入札・契約制度の透明性を高めるとともに、発注者の恣意性を排除するため、既に公表している入札参加者選定要綱等指名基準及び年間発注見通し等の入札・契約情報に加え、新たに次の内容を公表する。

【新たに公表する内容】

- ・入札参加資格設定等の決定過程(契約締結後)
- ・発注基準
- ・低入札価格調査の実施内容(契約締結後)

〔実施時期〕平成19年4月

(4) 技術提案を求める入札方式の拡充

ア 総合評価落札方式の拡充

工事の品質を確保するため、新技術・新工法等の提案を求め、その技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式については、県土整備部技術審査会(VE審査会)において、これまで蓄積した成果を検証の上、評価項目、評価基準、加算点等の一層の改善を進める。平成19年度は、平成18年度の倍増を目途として対象案件を拡充する。

〔実施時期〕継続実施

イ プロポーザル方式の拡充

設計委託業務の品質を高めるため、高度・専門的な技術等の提案を求め、その業務の内容に最も適した設計者を選定するプロポーザル方式について、個別案件毎に県土整備部技術審査会(VE審査会)で採用の可否について審議し、対象案件を拡充する。

〔実施時期〕継続実施

7 適正な人事管理と職員の意識改革

職員の主体的参加のもとに行財政構造改革を推進するため、職員の自律的な能力開発の促進や意識改革の徹底を図るとともに、新たな公務員制度の構築に取り組む。

さらに、職員一人ひとりが自らの役割と責任を自覚し、県民の視点に立って主体的に判断し行動する庁内自治の確立に向けた取り組みを進める。

(1) 職員の自律的な能力開発の促進

ア 職員研修の充実

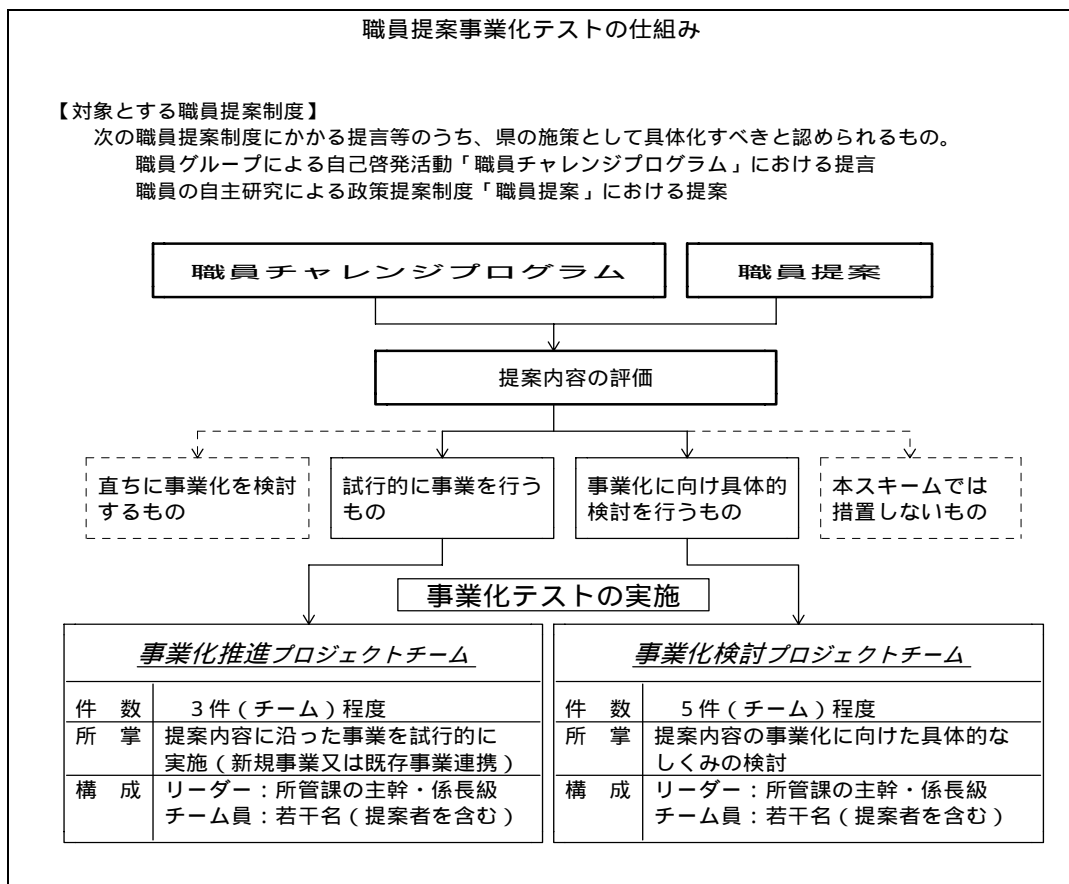
自治研修所で実施する研修をはじめ、各種派遣研修や各部局における専門研修など、様々な研修機会の提供を通じて、高い倫理観や豊かな人間性の涵養、参画と協働の基本姿勢のもと県民の視点に立って主体的に行動する職務意識の向上、先例なき課題に柔軟かつ果敢に対応する政策形成能力等の養成を図る。

イ 自己啓発の支援

職員の自己啓発意欲を高めるとともに、その資質向上を図るため、各種行政課題等について自主的に研究を行うグループ活動を引き続き支援するとともに、職員が自主的に計画し、大学院及び研究所等において行う調査又は研究に対し、休職・部分休業制度の活用を図る。

ウ 職員提案事業化テストの導入

政策課題の解決に向けた職員一人ひとりの主体的な取組みを促すとともに、従来の枠組みにとらわれないユニークな発想を施策展開に活かすため、庁内の政策課題研究活動等で得られた成果等を試行的に行うなど、事業化のための新たな仕組みを構築する。



(2) 新たな公務員制度の構築

ア 一般職員の勤勉手当への勤務成績の反映

職員の勤務実績を適切に給与に反映させることにより、職員の職務意欲を高め、公務能率の向上を図るため、平成 18 年度から管理職に対して実施してきた勤勉手当の勤務実績反映について、一般職員に対しても実施する。

イ 庁内公募制度の積極的な活用

職員の能力開発や職場の活性化に資するため、意欲ある職員の役付ポストへの登用や、若手職員が特に希望する職務分野への異動を実施するなど、庁内公募制度を積極的に活用する。

ウ 目標管理に基づく業務推進

目標管理制度の実施により、業務の推進にあたり組織の活性化と公務能率の一層の向上を図る。

エ 再任用制度の拡充

本格的な高齢社会を迎える中で、年金制度の改正に対応するとともに、団塊の世代の大量定年退職に備え、職員が長年培った能力・経験を有効に活用するため、再任用制度を拡充する。

オ 任期付職員制度の活用

公務部内では得られにくい高度の専門性を備えた民間人材の活用や、期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応の観点から、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に基づく任期付職員制度の効果的な活用を図る。

カ 女性職員の登用等

「第 2 次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - 新ひょうごアクション 8 - 」に基づき、政策・方針決定に参画しうる女性職員の養成に努め、管理・監督職への女性職員の登用を図るとともに、男女共同参画の視点から改善すべき職場慣行の見直しに向けた取り組みを進める。

また、育児休業・介護休暇制度の取得方法の周知や、家庭・地域生活との両立ができる職場環境づくりなどにより、職員の育児・介護・地域活動への参画を促進する。

(3) 職員の服務規律の確保

全体の奉仕者である公務員としての倫理観の徹底と服務規律の厳正な確保を図るため、各部及び各県民局の服務規律向上推進委員会において、推進目標の設定と進行管理を行うとともに、公務員倫理研修、参画と協働に関する研修や職場研修の実施により、その徹底に取り組む。特に、公務員倫理研修では、新たに管理職を対象としたリスクマネジメントに関する講義を行う。

また、法令遵守の徹底により県民の公益の保護に資するとともに、組織の活性化、健全化を通じてより透明で公正な県民に信頼される県政を推進するため、職員等から業務遂行にあたって知り得た法令違反や職務上の義務違反等についての通報を受ける「兵庫県職員公益通報制度」の適正な運用を図る。

新たな行財政構造改革への取組み

1 実質公債費比率抑制緊急対策（平成18年度2月補正）

本県が阪神・淡路大震災からの復旧・復興等に取り組むために1兆5千億円にのぼる起債を発行し、その公債費等に対して、県債管理基金を約3,000億円活用してきたことが影響し、平成17年度決算で本県の実質公債費比率は全都道府県中ワースト3位の19.6%となり、今後、なんら対策を講じない場合、起債が制限される25%を超える可能性がある。

さらに、総務省において検討中の再生法制でも、実質公債費比率が財政健全性の判断指標として用いられることが確実視されており、本県の実質公債費比率を押し上げている大きな要因である、県債管理基金の残高不足を回復することが急務となっている。

従って、

本県が有している、県債管理基金以外の特定目的基金等、約1,000億円を県債管理基金へ積み立てる。

これまでに、県が関係団体に支援して設立した特定目的基金等の資金が約470億円あることから、これらについても、今後の各団体の事業運営に支障が生じない範囲内で県債管理基金に積み立てて、残高を回復すると共に一元的に管理・運用することで、効率的・安定的な資金運用を行う。

県債管理基金残高を出来る限り維持するため、平成18年度の収支不足対策として、公営企業会計からの借入を、平成18年度2月補正で100億円増額し、計200億円とすることで県債管理基金からの一時借用を取り止める。

こと等により、県債管理基金残高を回復し、実質公債費比率の引き下げを図る。

県債管理基金への基金等の積立額

（単位：億円）

区 分	H18 末 残 高	H19 末残高			
		積 立	取 崩	末残高	
県債管理基金残高(従来分)	746	880	満期償還分 787 一時借用分 500	339	
(うち公営企業会計からの借入)	(200)			(200)	
<うち道路公社長期貸付金>	61			61	
積立分	県特定目的基金(11基金)	1,056	10	53	1,013
	県関係団体分(13団体)	473	8	30	451
	積立額(残高回復額)	1,529	18	83	1,464
県債管理基金残高		2,275	898	1,370	1,803

2 ポスト「行財政構造改革推進方策」への取組み

本県では、平成 11 年度に「行財政構造改革推進方策」（推進期間：平成 11～20 年度）、また、平成 15 年度にはその後の社会経済情勢の変化等を踏まえて「行財政構造改革推進方策後期 5 か年の取組み」（推進期間：平成 16～20 年度）を策定し、起債制限比率をピーク時においても 15% 台にとどめることを基本に、毎年度、着実な改革を推進している。

しかしながら、本県をめぐる財政環境は、福祉関係経費や退職手当等の義務的経費が増加するとともに、今後の交付税総額の確保が不透明であること、さらには県債や県債管理基金も、県債残高の状況や実質公債費比率抑制等の観点から従来以上の活用は困難なことなど、一層厳しい状況が見込まれることから、将来にわたって県民ニーズに的確に対応しうる新たな行財政運営の枠組みを構築していかなければならない。

このため、19 年 4 月より庁内検討体制を整備し、少子・高齢化の進行や地方分権改革・市町合併の進展、国・地方を通じた歳出・歳入一体改革など、県政を取り巻く環境変化等を踏まえつつ、組織や定員・給与、行政施策など行財政全般にわたる総点検を行い、年度後半からは県議会をはじめ県民、外部有識者等からの幅広い意見をいただきながら、ポスト「行財政構造改革推進方策」の策定に向けた取組みを進める。